

議案第102号

さいたま市PFI等審査委員会条例の制定について
さいたま市PFI等審査委員会条例を次のように定める。

平成27年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市PFI等審査委員会条例

(設置)

第1条 市におけるPFI等に関し必要な事項を審査するため、さいたま市PFI等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「PFI等」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定による手続その他の公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用する手法による手続をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長又は水道事業管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。

- (1) PFI法第7条の規定による特定事業の選定
- (2) PFI法第8条第1項の規定による民間事業者の選定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市におけるPFI等に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 市長は、第3条各号に掲げる事項に関する審査に資すると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る第3条各号に掲げる事項に関する審査が終了するまでとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係のある事項を審査する場合は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

4 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、前項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

5 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市戦略本部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

3 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第3条 [略] 2 [略] 3 前項の規定は、指定管理者の候補者の選定についてさいたま市PFI等審査委員会条例（平成27年さいたま市条例第 号）第1条に規定するさいたま市PFI等審査委員会に諮問するときは、 <u>適用しない。</u> 4 [略]	(指定管理者の指定等) 第3条 [略] 2 [略] 3 [略]

(さいたま市プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会条例の一部改正)

4 さいたま市プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会条例（平成26年さいたま市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（適用除外）</u> <u>第11条</u> この条例の規定は、第4条に規定する事項についてさいたま市PFI等審査委員会条例（平成27年さいたま市条例第 号）第1条に規定するさいたま市PFI等審査委員会に諮問するときは、適用しない。</p> <p><u>第12条</u> [略]</p>	<p>第11条 [略]</p>